

## **障害者手帳**

埼玉県では、平成27年10月から、3種類の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の大きさ、色、表記が下記のとおり統一されました。

### **体裁**

- ・大きさ：現在の身体障害者手帳の大きさ（横11.4cm×縦7.5cm）
- ・色：紺色（文字は金色）

※現在、お持ちの手帳は、そのままご利用いただけますが、新しい体裁の手帳に替えることを希望する場合は、長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当までお問い合わせください。

### **身体障害者手帳**

身体障がいのある方のための手帳です。交付されると各種サービスを受けることができます。障害程度・障害種類別に1級～6級まであります。

#### **●対象者**

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障がいのある方

#### **●内 容**

税の優遇措置、交通機関の運賃割引、各種福祉サービスの提供

#### **●手続きに必要なもの**

- ① 都道府県が指定した15条指定医の診断書（診断書用紙は長寿福祉課に用意しています。）
- ② 写真1枚（縦4cm×横3cmの大きさで、上半身脱帽）
- ③ 印鑑
- ④ 個人番号が確認できる書類と、本人確認ができる書類  
※町では診断書料の一部を補助しています。

#### **●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241**

## 療育手帳

知的障がいのある方のための手帳です。交付されると各種サービスを受けることができます。埼玉県では障がいの程度をⒶ、A、B、Cで表示しています。

### ●対象者

埼玉県総合リハビリテーションセンター又は児童相談所において知的障がい者と認定された方

### ●内 容

税の優遇措置、交通機関の運賃割引、各種福祉サービスの提供

### ●手続きに必要なもの

- ① 写真1枚（縦4cm×横3cmの大きさで、上半身脱帽）
- ② 印鑑
- ③ 個人番号が確認できる書類と、本人確認ができる書類

### 手帳の再認定・再判定

有期認定（ある一定の年齢に達すると生涯認定になる場合もあります）のため、手帳に記載されている次回判定日前に再度判定を受けてください。この場合の手続きも新規交付時と同様です。

●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

## 精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方のための手帳です。交付されると各種サービスを受けることができます。障がいの程度によって1級～3級まであります。

### ●対象者

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

### ●内 容

税の優遇措置、一部交通機関の運賃割引、各種福祉サービスの提供

### ●手続き ※手続き方法は2種類あります。

## 医師の診断書で申請を行う場合

### ●手続きに必要なもの

① 精神障害者保健福祉手帳用診断書（長寿福祉課にあります。）

※申請時点で作成日から3か月以内のもの

② 写真1枚（縦4cm×横3cmの大きさで、上半身脱帽）

③ 印鑑

④ 個人番号が確認できる書類と、本人確認ができる書類

※町では診断書料の一部を補助しています。

## 障害年金証書等で申請を行う場合

### ●手続きに必要なもの

① 年金証書（精神障害を支給事由とするもの）

② 直近の年金払込通知書又は年金支払通知書

③ 写真1枚（縦4cm×横3cmの大きさで、上半身脱帽）

④ 印鑑

⑤ 個人番号が確認できる書類と、本人確認ができる書類

## 手帳の更新

有効期間は2年間です。手帳の更新を希望する方は更新手続きを行ってください。  
手帳に記載された有効期限の3か月前から手続きは可能です。手続きの方法は新規交付の時と同様です。

●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

## 福祉サービスと福祉施設

### 障害者総合支援法に基づく福祉サービス

障がいのある方の自立や就労、地域社会への参加を促進するために障がいの方が必要とするサービスを選択し、契約することでサービスを利用することができます。

障害福祉サービスには、家庭などで利用する訪問型のサービス、施設に通所して利用する日中活動型のサービス、施設に入所して利用する居住型のサービスがあります。

サービス利用にあたっては、主に介護や生活支援を中心とした介護給付、生活訓練や社会復帰のための訓練を行う訓練等給付があり、それぞれ自分にあったサービスを利用することができます。※介護保険制度と共通するサービスは、介護保険制度が優先されます。

#### ●手続き

利用するサービスによっては、障害支援区分の認定が必要となる場合があります。

詳しくは窓口までご相談ください。

#### ●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241



## 医療とりハビリ

### 重度心身障害者医療費の助成

心身に重度の障がいのある方が、病院などで受診した際の一部負担金等を助成します。ただし、高額療養費、附加給付金などの健康保険からの給付がある場合は、その金額を助成額から控除します。

なお、食事代や部屋代・文書料などの保険外診療は助成の対象になりません。

#### ●対象者

- ・身体障害者手帳 1級～3級
- ・療育手帳Ⓐ・A・B
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級（ただし、精神病床への入院費用は助成対象外）
- ・65歳以上で長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の障がい認定を受けた方

※平成27年1月1日以降、65歳以上で新たに重度心身障がい者となった方は、助成の対象となりません。

#### ●手続きに必要なもの

- ① 印鑑
- ② 健康保険証
- ③ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ④ 預金口座

※後期高齢者医療の障がい認定とは

65歳から74歳で一定の障がいがある方は、現在加入している医療保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合、協会けんぽ等）から脱退し、後期高齢者医療制度に入ることができます。

加入するには、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受ける必要があり、この認定を受けることを「障がい認定」といいます。認定を受けて加入すると、後期高齢者医療制度における保険料を納付し、給付を受けることになります。

#### ◆障がい認定の基準

次の手帳または年金の受給権を取得している方が対象となります。

- ・身体障害者手帳 1級～3級及び4級の一部
- ・療育手帳 Ⓜ、A
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級、2級
- ・国民年金障害基礎年金証書 1級、2級

#### ●窓 口 町民健康課 保険年金担当 TEL 296-5891

## 自立支援医療の給付

### 1. 更生医療の給付

身体の障がいの状態を軽減したり、自立した日常生活を営むために必要な医療を、都道府県（または指定都市、中核市）が指定する医療機関で受けた場合に、自己負担額を1割に軽減します。ただし、世帯の所得状況に応じて負担上限額が設定されます。また、一定所得以上は疾患の状態により対象外となることがあります。

#### ●対象者

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方

#### ●内 容

関節形成手術、心臓手術、血液透析療法など

●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

### 2. 育成医療の給付

障がいが将来的に残存することが認められる児童の障がいの状態を軽減するもので、指定医療機関において手術、治療を受けた場合、自己負担額を1割に軽減します。ただし、世帯の所得状況に応じて負担上限額が設定されます。また、一定所得以上は疾患の状態により対象外となることがあります。

#### ●対象者

18歳未満の障がいのある児童で治療により機能障害等の改善が見込まれる方

#### ●内 容

内反足、側弯症、口唇裂、心室中隔欠損など治療等

●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

### 3. 精神通院医療の給付

統合失調症やうつ病などの精神疾患に対して必要な治療を続けられるように医療費の軽減を図る制度です。自己負担額を1割に軽減します。ただし、世帯の所得状況に応じて負担上限額が設定されます。また、一定所得以上は疾患の状態により対象外となることがあります。

●対象者

精神疾患の通院医療を受けている方

●内 容

都道府県（または指定都市）が指定する医療機関（病院（診療所）、薬局、精神科ディケア、訪問看護で治療等を受けた場合に対象となります。

継続（更新）申請は1年ごとで、有効期間の3か月前から申請できます。

●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241



## 未熟児養育医療の給付

主として出生時の体重が2,000g以下の未熟児に対し、指定医療機関に委託して医療費を給付する制度です。詳しくは窓口までご相談ください。

※扶養義務者の所得税額により、自己負担があります。

●窓 口 町民健康課 町民サービス・子育て支援担当 TEL 296-5891

## 小児慢性特定疾病医療の給付

子どもの慢性疾病のうち、国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を県が助成し、小児慢性児童等の御家庭の医療費の負担軽減を図る制度です。

医療費助成の対象者は埼玉県内（さいたま市・川越市・越谷市・川口市を除く。）に住所を有する18歳未満の児童（18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、有効期間終了前に継続手続を行うことにより、20歳未満まで延長することができます。）詳細については、窓口にお問い合わせください。

●窓 口 坂戸保健所 TEL 049-283-7815

## 指定難病等の医療給付

埼玉県内に住所があり、指定難病等の治療を受けている方の医療費の負担軽減を図るものです。詳細については、窓口にお問い合わせください。

●窓 口 坂戸保健所 TEL 049-283-7815

## 地域活動支援センター

精神障がいのある方の社会参加や自立、仲間や地域との交流の場として、軽作業やレクリエーションを行なう場所です。

●窓 口 • 地域活動支援センター のぞみ

入間郡毛呂山町毛呂本郷682 TEL 049-276-2088

• 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

## 住宅と用具

### 補装具費（購入・借受け・修理）の支給

身体障がい児・者の失われた身体機能を補完または代替、難病患者等の身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活を容易にするために補装具の購入または修理に要した費用について、補装具費の支給を行っています。

原則として、購入等費用の 1 割が利用者負担ですが、世帯の所得に応じて負担の上限額が設定されています。なお、世帯の中に市町村民税所得割額が 46 万円以上の方が多い場合は、公費負担の対象外となります。

介護保険に該当する方は、原則介護保険でのサービスが優先されます。事前にご相談ください。

#### 補装具の種類（例）

視覚障がい…盲人安全つえ・眼鏡・義眼

聴覚障がい…補聴器

肢体不自由…義肢・装具・車椅子・歩行器など

●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

## 日常生活用具の給付・貸与

### 1. 重度心身障がい児・者及び難病患者等日常生活用具

在宅の重度心身障がい児・者及び難病患者等に対して、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付又は貸与を行っています。なお、日常生活用具の種目により対象者の要件があります。

原則として、基準額となる購入費用の1割が利用者負担額となります。所得に応じて負担の上限額が設定されています。また、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、対象外となります。

- 日常生活用具の種目 例 頭部保護帽、ストマ用装具

- 窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

### 2. 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具

在宅の小児慢性特定疾病児(県知事から小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている児童)に対し、日常生活を容易にするための日常生活用具の給付を行っています。ただし、所得に応じて自己負担があります。

- 日常生活用具の種目 例 入浴補助用具、車椅子

- 窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

## 難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の対象にならない軽度及び中等度難聴児の補聴器購入費の一部を助成します。ただし、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

※申請前に購入すると助成の対象となりませんので、事前にご相談ください。

### ●対象者

次の要件をすべて満たす満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間に  
ある難聴児で

- ・鳩山町に住所を有するもの
- ・両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないもの
- ・補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの

### ●費用

補聴器の種類によって異なります。ご相談の時にご確認ください。

●窓口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

## 重度障害者居宅改善整備費の補助

身体に重度の障がいのある方が、日常生活を容易にするため、住宅を改造する場合にその費用の一部を補助します。ただし、介護保険に該当する方は介護保険が優先されます。

※原則として一回限りです。

### ●対象者

下肢又は体幹機能障がいのある身体障害者手帳1級・2級の方で居宅の一部を障がいに応じて使いやすく改造する必要があると認められる場合で、世帯の最多収入者の前年度所得税額が100,500円以下であること

### ●補助額

居宅等の改造に要した費用の3分の2以内で、240,000円を限度

●窓口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

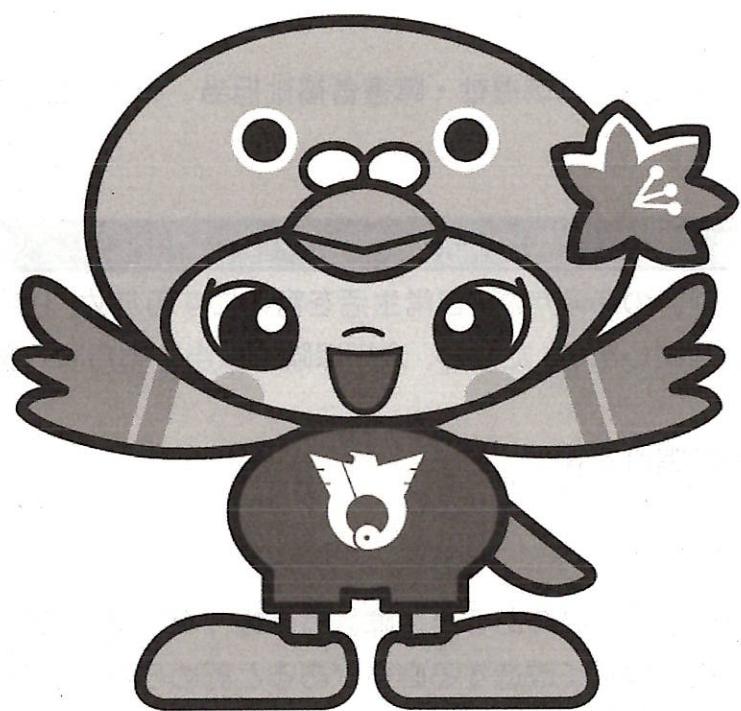
## 車椅子の貸し出し

在宅で、家族の方の介護をしている方などに車椅子の貸し出しをしています。

### ●対象者

町内在住で社協会員の方

### ●窓 口 島山町社会福祉協議会 TEL 296-5296 及び 298-5772



## **在宅支援**

### **移動支援事業**

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。

#### **●対象者**

- ・身体障害者手帳をお持ちの視覚障がい児・者、全身性障がい児・者の方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・知的障害者更生相談所または児童相談所において知的障がいと判定された方
- ・医師により発達に障がいがあると診断された方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

#### **●内 容**

##### ◇社会生活上必要不可欠な移動

- ・権利、義務に関する相談及び手続き、学校行事への参加など

##### ◇社会参加のための移動

- ・各種行事・研修会、冠婚葬祭、余暇活動への参加など

#### **●費 用**

利用者負担は原則として定率(1割)となっています。

※ただし、低所得（市町村民税非課税）の場合は利用者負担が無料となります。

#### **●手続きに必要なもの**

- ① 印鑑
- ② 上記の対象者と認められる手帳等の証明

※手続き後、移動支援事業受給者証を発行いたします。

**●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241**

## 日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労や、日常的に介護をしている家族の一時的な休息を支援するために、障がい者の日中における活動の場の提供を行います。ただし、介護保険に該当する方は、原則介護保険でのサービスが優先されます。

### ●対象者

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方
- ・知的障害者更生相談所又は児童相談所で知的障がいと判定された方
- ・医師により発達に障がいがあると診断された方

### ●内 容

登録事業所による障がい者の日中の一時的な活動の場の提供

### ●費 用

原則として定率(1割)となっています。

※ただし、低所得（市町村民税非課税）の場合は利用者負担が無料となります。

### ●手続きに必要なもの

- ① 印鑑
- ② 上記の対象者と認められる手帳等の証明 ※手続き後、受給者証を発行します。

### ●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

## 訪問入浴サービス

家庭において日常入浴することが困難な重度心身障がい者に対し、入浴サービスを行い在宅生活の支援を行います。ただし、介護保険に該当する方は、原則介護保険でのサービスが優先されます。

### ●対象者

家庭において、独力又は家族のみの介助では入浴できない方で、他の利用者に伝染させる恐れのある疾患有しない方

### ●内 容

移動入浴車による在宅入浴サービスを行います。利用回数は週2回までです。

### ●費 用

利用者負担は原則として定率(1割)となっています。

※ただし、低所得（市町村民税非課税）の場合は利用者負担が無料となります。

### ●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

#### 障がい児(者)生活サポート事業

在宅の心身障がい児(者)の地域生活を支援するため、町に登録している民間団体から福祉サービスを提供し、障がい者の福祉の向上と介護者の負担軽減を目的としています。

#### ●対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方

#### ●内 容

町に登録しているサービス提供事業者から移送サービスや外出援助サービス、派遣による介護サービスなど利用した場合、助成を行っています。事前に長寿福祉課で登録が必要になります。

※助成については、年間 150 時間までとなります。

#### ●利用料

料金の設定や行っているサービスは、各サービス提供事業者によって違います。また、会員登録が必要な事業所もありますので、事業者にお問い合わせください。

### ●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

## 各種補助

### 福祉タクシー利用料金の補助

心身に障がいのある方の社会生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図ることを目的としてタクシー利用券を交付しています。

#### ●対象者

- ・身体障害者手帳 1・2 級をお持ちの方
- ・療育手帳Ⓐ・Aをお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級をお持ちの方

#### ●内 容

埼玉県内の個人、法人タクシーで利用できるタクシー券を発行します。タクシー券1枚につき初乗り運賃相当額を補助します。

※1回の乗車につきタクシー券複数枚の利用はできません。年度内最大24枚を交付します。ただし、申請月に応じて交付枚数が異なります。

※自動車等燃料費の補助と重複して補助を受けることはできません。

#### ●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

### 自動車等燃料費の補助

心身に障がいのある方の社会生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図ることを目的として自動車等の燃料費用の一部を補助します。

#### ●対象者

- ・身体障害者手帳 1・2 級をお持ちの方
- ・療育手帳のⒶ・Aをお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級をお持ちの方

#### ●内 容

障がい者の通学、通勤及び通院等に利用するための自動車及びバイクの燃料費の一部を補助します。

#### ●補助額

使用した燃料1リットルにつき65円とし、1か月の限度量を自動車は20リットルまで、バイクは4リットルまでとします。

※「福祉タクシー利用料金の補助」と重複して補助を受けることはできません。

●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

**自動車運転免許取得費の補助**

身体・知的・精神に障がいのある方が、就職など社会活動に参加しやすいように自動車運転免許を取得する場合、その費用の一部を補助します。

●対象者

町内に住所を有する者で、次の要件を満たす方

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方
- ・道路交通法において運転免許試験の受験資格のある方

●補助額

自動車運転免許取得に要した費用の2/3の額を補助します。(上限10万円)

※本人や家族の所得により制限があります。

●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

**自動車改造費の補助**

身体・知的・精神に障がいのある方が、就職などに伴い自動車を改造する場合、その費用の一部を補助します。

●対象者

町内に住所を有し、自らが運転できるように自動車の一部の改造を行う方で、次のすべての要件を満たす方

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方
- ・自らが所有する自動車の一部を改造することにより、就労等社会参加の機会が拡大し、その効果が見込まれる方

●補助額

10万円を限度とします。※本人や家族の所得により制限があります。

●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

## 診断書料の補助

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請等に要する診断書(意見書を含む)の費用について補助します。

### ●補助額

診断書の文書料の1/2の額を補助します。(上限5,000円)

### ●手続きに必要なもの

- ① 領収書(診断書を作った際に発行されたもの)
- ② 印鑑
- ③ ご本人名義の通帳

### ●窓 口 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 TEL 296-1241

